

(一) 林替取捕制法の廃止 (これは聯工側の辯護制法と
ちがひ居るものなり。即ち林の替方中として運搬の涉
括せられたる時は工賃をせざるが制法なり)

の二は修を二重にせしむ。而して其の運動を統一せしむの
に因西橋村労働組合なり。

其の組合は昨秋迄は中絶して居りしを組合員數
其の他一切不明なり。其の組合員は在りては在りては
的の事情を有せざるものなり。組合長は日本海軍組合
の理事東宮武雄氏なりと聞く。

け、而して其の組合は提出の翌日即ち一月十二日午
前八時とてこのことせしむ。即ち其の期限は是す即ち左
の回答によつたり。(滝川社長は月下空葉園の一員とて

浪浪子一行と共に英國に在り)

(一) 黒六厘軸一台に十 ~~十~~ 八八八 (即ち従ふ事
五丁位上) とする

(二) 牙ニ攻の要求は拒絶

櫻織工は其の回答を以て十日たると同盟罷工の案に
出づることあり。余は此は強圧的の工場閉鎖を宣言し、
に争議は拙劣なり。

十四日の形勢は厚此例 聯工側の態度共に強硬なり
聯工は全高率を同情の行動に出るとして形勢に
在り。警察側は月下とて絶對に手懐の態度を
採ると共に両者に伴は在りしに必要に調停を派せんとし
たり。